

未成年の孫に 財産を相続したい

→ 法律で解決! ←

中小企業トラブルは怖くない!

監修 宮下正彦 弁護士

事例

製麺会社を経営する諸田は、高校生になる孫の隆君を大変可愛がっています。隆君の父親は諸田さんの息子ですが、金遣いが荒く、嫁も手を焼いている様子で、諸田さんは常々困ったことだと思っていました。健康に不安を覚え、引退を考えている諸田さんでしたが、会社の引継ぎを含め、財産をどのように引き継がせるかについて悩み、宮下弁護士のところを訪ねました。

宮下 隆君は未成年なのでですね。諸田さんとしては諸田製麺の後継者に隆君を考えていらっしゃるわけですか？

諸田 はい。隆はまだ高校生ですが、小さい頃から私の後継ぎとなるよう言い聞かせ、必要な修行を積ませてきました。本人も乗り気で、従業員からの信頼を得るまでになっています。対する息子ですが、恥ずかしながらもまったく当てになりません。複数の消費者金融に借金があるようです。複数の会社の転職を繰り返してここまで来たようです。息子の嫁も苦勞しながらよくやってくれていると思います。性格が弱く、息子の言いなりになるところがあるため、財産を嫁に渡すことも正直迷っているのです。

製麺工場を隆に受け継がせてやりたいと考えていますが、私も健康に不安があり、隆が成人するまで待てない状況です。隆に贈与した財産を息子夫婦が使い込んでしまうことは避けたいのです。

宮下 諸事情お察しいたします。通常、子は親の財産を相続する権利を有しますが、諸田さんのように子ではなく、未成年の孫に承継させたいというケースは想定されうるものではないでしょうか。このような場合、民法では以下のような方法を定めています。

第三者が無償で子に与える財産の管理

宮下 息子さんではなく隆君に財産を受け継がせる方法として、隆君に財産を生前贈与すること（民法五四九条）、遺言によって隆君に諸田さんの財産を与えること（遺贈）が考えられます（民法九六四条本文）。

諸田 しかし、隆が未成年の間に生前贈与が行われた場合や、相続が開始してしまった場合には、息子夫婦がその財産を管理することになりませんか。

宮下 おっしゃるとおり、原則として、親権者である父母が共同して隆君の財産を管理することになります（民法第八二四条、第八一八条第三項）。しかし、贈与の意思表示又は遺言において、親権を有する父母に管理させない旨の意思表示をし、父母に代わる管理者を指定すれば、その財産については父母の管理に属さないものとするのが可能です（民法第八三〇条第一項）。

諸田 そんなことができるんですか！でも、具体的に誰を管理者と指定すればよいのでしょうか。

宮下 諸田さんが管理者を指定しなかった場合、家庭裁判所が選任することになります（民法第八三〇条第二項）。また、生前贈与の場合には、諸田さん自身が管理者となるこ

とも可能です。

諸田 息子夫婦は、財産がすべて隆に受け継がれることに納得がいかないと言いますね……。

宮下 確かに息子さん夫婦が、隆君への遺贈により遺留分が侵害されたとして、隆君に対して遺留分減殺請求権を行使する可能性がありますね（民法一〇三一条）。生前贈与も遺留分減殺の対象となる可能性があります（一〇三〇条）。

諸田 私の死後にそのような争いが親子でなされるのは避けたいところです。もう一度息子を信じてやりたいと思いますが……嫁も優しい性格なので、基本的には孫のためにきちんとやってくれるとは思いますが、優しいだけに、ともすると息子の言いなりになってしまう危険もあるわけです。金銭が絡んだせいで、かえって親子関係をぎくしゃくさせるのも隆にとってかわいそうです。ここはもう一度だけ息子を信じてみることも一考したいと思えます。

宮下 くれぐれも慎重になさってくださいね。父母に管理させない旨の意思表示を贈与又は遺言においてしない場合、原則どおり、隆君の財産の管理は親権者に委ねられることとなります。

親権者には多くの責任が伴う

諸田 ともかく、息子と一度話し合う必要がありそうですね。息子には親権を持つ者としての自覚を高めてほしいのですが、息子の暴走を心理的に抑制するのに有効な法律の知識をもう少しお願いします。

宮下 わかりました。親権者が未成年者の財産を管理するにあたっては、さまざまな責任